

平成 24 年（2012 年） 8 月 29 日

市 議 会 議 員 各 位

横須賀市議会議長 山 口 道 夫

監査結果の報告について

平成 24 年 8 月 28 日付にて、本市監査委員から別添のとおり監査結果の報告を受けましたので、参考にその写しを配付します。

（事務担当は、市議会事務局議事課）

横 監 第 47 号

平成 24 年 (2012 年) 8 月 28 日

横須賀市議会議長 山 口 道 夫 様

横須賀市監査委員

川 瀬 富士子

同

丸 山 邦 彦

同

室 島 眞貴子

同

伊 藤 順

監査結果の報告について (提出)

地方自治法第 199 条第 6 項の規定に基づき監査を行ったので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により別紙のとおり提出します。

(事務担当は、監査委員事務局監査課 内線 3924、3927)

平成24年（2012年）8月28日

横須賀市長 吉田 雄 人 様

横須賀市監査委員 川瀬 富士子

同 丸山 邦彦

同 室島 眞貴子

同 伊藤 順一

市長からの要求に係る監査結果について（通知）

地方自治法第199条第6項の規定に基づき平成24年7月4日付けで提出された市長からの監査要求について、同規定に基づき監査を行ったのでその結果を次のとおり通知する。

1 監査の要求

本件監査は、地方自治法第199条第6項の規定に基づき、市長から平成24年7月4日付けで、上下水道局における（仮称）株式会社よこすかウォーターサービス事業計画の進め方の妥当性について（上下水道局の作成した「（仮称）株式会社よこすかウォーターサービス設立の断念について」に基づいて、見解を求めるもの）の監査要求があった。（資料1）

2 監査の期間

平成 24 年 7 月 4 日から同年 8 月 28 日まで

なお、平成 24 年 7 月 6 日開催の監査委員会議において、本監査が監査委員監査の対象である事務の執行に該当するかについて県等に確認を行うことを決定し、その回答をもって、同年 8 月 8 日開催の監査委員会議において、本監査の計画を決定し実施するものとした。

3 監査の対象事項

監査要求書に併せて提出された平成 24 年 6 月 25 日付け上下水道局作成「(仮称)株式会社よこすかウォーターサービス設立の断念について」(以下「提出資料」という。)に基づいた、上下水道局における当該事業計画の進め方の妥当性について

4 監査の対象部局

上下水道局

5 監査の方法

監査は、提出資料の記載事項を確認するための関係文書の提出を求め、監査対象部局である上下水道局並びに関係人である市長及び前上下水道局長に対し文書による調査を行った。

6 監査の結果

本件監査結果については、合議により次のとおり決定した。

市長の要求に基づく、上下水道局における(仮称)株式会社よこすかウォーターサービス事業計画の進め方については、妥当性はなかったと判断した。

以下、各事項における、事実関係の確認、問題点及びその対応について順次述べる。

(1) 上下水道局において、適正な事務処理が行われていなかったことについて

ア 事実関係の確認

上下水道局においては、4 回にわたり(仮称)株式会社よこすかウォーターサービス(以下「新会社」という。)に対する随意契約の合理性等について顧問弁護士に相談しているが、当該相談結果の報告についての文書

は以下のとおりであった。

区 分	報 告 文 書 名	決 裁 の 有 無
平成 23 年 9 月 5 日	顧問弁護士との打合せ概要	なし
同年 11 月 10 日	顧問弁護士との打合せ概要	なし
平成 24 年 1 月 11 日	顧問弁護士との打合せ概要	なし
同年 6 月 20 日	復命書	あり

イ 問題点及びその対応

上下水道局においては、平成 23 年 9 月 5 日、同年 11 月 10 日、平成 24 年 1 月 11 日及び同年 6 月 20 日の 4 回にわたり新会社に対する随意契約の合理性等について顧問弁護士に相談しているが、平成 24 年 6 月 20 日を除く 3 回の顧問弁護士と相談した結果の報告書については、「顧問弁護士との打合せ概要」はあるものの、担当者から決裁権者までの決裁を得た文書として復命されていなかった。

このことから、上下水道局において、誰が誰に対しどのように業務命令を発し、誰が復命を行い、どのように対応したかなど意思決定過程に係る文書について、決裁権者の決裁を得ていないなどの適正な事務処理が行われていないことが確認された。

特別な場合を除き、事務の執行については、上下水道局専決規程に定められたとおり決裁権者の決裁を得る必要がある。また、文書については、上下水道局公文書管理規程に基づいた公文書として作成し、適正に整理し保存しておく必要がある。特に、重要な施策や事業の意思決定過程に必要とされる情報については、その重大性に配慮しながら、後に正確に事実確認が得られるように、文書を適正に整理し保存しておく必要がある。

- (2) 上下水道局から市長に対し、顧問弁護士との相談結果の報告が行われていなかったことについて

ア 事実関係の確認

(ア) 市長からの説明によると、「新会社との随意契約は違法性が高いとの顧問弁護士の指摘について、平成 24 年 6 月 12 日に上下水道局から報告を受けるまでは随意契約は可能という認識でいた。」とのことであった。

(イ) 前上下水道局長からの説明によると、「法律問題に関する市長への報告は、全体像を把握し、問題点及び隘路の克服方法等を整理したうえで行うということにしていた。」とのことであった。

イ 問題点及びその対応

上下水道局においては、平成23年9月5日に顧問弁護士に相談を行った時点で、新会社に対する随意契約は理由に合理性がないとの相談結果を得ていた。その後、同年11月10日、平成24年1月11日と重ねて顧問弁護士に相談し、顧問弁護士からは同様の相談結果を得ていたにもかかわらず、市長に報告を行っていなかった。

市長は、平成24年第1回市議会定例会において、新会社設立のための出資に関する予算議案を提出し、平成24年3月23日の同定例会予算決算常任委員会において、自らの答弁により新会社との契約方法について見解を整理し、報告していた。この時点においても、上下水道局は、市長に新会社に対する随意契約は理由に合理性がないとの相談結果を報告していなかったことになる。

前上下水道局長によると、「法律問題に関する市長への報告は、全体像を把握し、問題点及び隘路の克服方法等を整理したうえで行うということにしていた。」とのことであるが、そうであったとしても、上下水道局の組織としては、適切な時点において、重要な施策や事業実施等の意思決定過程に係る情報について、市長に報告し情報を共有すべきであった。

結果的に、上下水道局から市長に対し、顧問弁護士との相談結果の報告が行われていなかったことについては、上下水道局の事務の執行において、組織の内部統制が十分に機能していなかったと考えざるを得ない。

上下水道局は、平成22年度に策定した「水道事業・下水道事業マスタープラン2011～2021」において、法令遵守や事務処理ミスの防止、不祥事の防止などを目的とした内部統制体制の仕組みを構築する目標を掲げ、平成23年度には新しくコンプライアンスを推進する担当を設置するなどの取り組みを始めていた。

しかし、本件に関しては、上下水道局における組織の内部統制が十分に機能していなかったと考えられるため、今後は、重要な施策や事業実施等について、市長への報告（報告・連絡・相談）等を行うときは、組織として統制が図られるよう複数の職員（例えば、上下水道局長、経営部長及び

技術部長など)が同席のうえ、重要な情報の報告が確実に行われているかについて相互に確認するなど、より一層の組織の内部統制体制の仕組みを構築する必要がある。

7 市長への意見

- (1) 上下水道局から市長に対し、顧問弁護士と相談した結果として、新会社に対する随意契約は理由に合理性がないとの報告を行っていなかったことについては、平成24年第2回市議会定例会本会議の緊急質問における質疑応答により明らかとなった。

提出資料及び関係人からの説明によれば、上下水道局においては、平成23年9月5日に顧問弁護士に相談を行った時点で、新会社に対する随意契約は理由に合理性がないとの相談結果を得ていたが、平成24年6月12日に至るまで市長への報告が行われていなかった。このことは、6監査の結果において述べたとおり、上下水道局における事務の執行について問題があったと言わざるを得ない。

しかし、市長においても、その間、市議会において新会社との随意契約に関する様々な質疑があり、また、上下水道局と契約事務を所管する財政部との間に本件に係る見解の相違を示していたのであるから、財政部や法令解釈に関して総務部に確認及び調整を指示するなどの対応を図るだけでなく、更に、自ら、新会社との随意契約に関して外部の機関(顧問弁護士等)からの客観的な意見の聴取を行うなど、相当の注意力をもって確認を行う必要があったと考えられる。

- (2) 普通地方公共団体の長については、地方自治法第147条において、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する」と規定し、その「統轄」については、「当該普通地方公共団体の事務の全般について、当該普通地方公共団体の長が総合的統一を確保する権限を有することを意味する。」(要説地方自治法第7次改訂版)との見解が示され、また、地方公営企業法第8条において、地方公営企業における市長の権限について「予算を調製すること、地方公共団体の議会の議決を経るべき事件につきその議案を提出すること」と規定している。

市長においては、今後も、上記の規定の趣旨を踏まえ、総合的統一を確保する観点から、本市における組織全体の意思決定過程において、自ら積極的

に指導力を発揮し、内部統制が十分機能するように留意しながら、市政を運営することが望まれる。

平成 24 年(2012 年)7 月 4 日

横須賀市監査委員 様

横須賀市長 吉田 雄人

監査の実施について

地方自治法第 199 条第 6 項の規定に基づき、下記について、監査の実施を求めます。

記

1 監査対象

- (1) (仮称)株式会社よこすかウォーターサービス事業計画の進め方の妥当性について
(上下水道局の作成した「(仮称)株式会社よこすかウォーターサービス設立の断念について」に基づいて、見解を求めるもの)

2 監査を求める理由

このたび、(仮称)株式会社よこすかウォーターサービスについては、上下水道局との随意契約に合理性がない等の理由から、設立を断念することとなりました。計画の早い段階で、顧問弁護士から、新会社の設立に否定的な見解が示されていたにもかかわらず、断念の決断が遅れたことについては、適正な判断を行うために必要な情報が報告されないなど、上下水道局の事業計画の進め方に問題があったと考えています。このことについて、第三者の視点から、ご検証いただくために監査を求めるものです。

なお、この監査結果につきましては、7月12日に予定しております生活環境常任委員会協議会において、議員に報告したいと考えておりますので、特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

(仮称) 株式会社よこすかウォーター
サービス設立の断念について

平成24年(2012年)6月25日

上下水道局

(仮称)株式会社よこすかウォーターサービス設立の断念について

1 新会社設立の検討経過

(1) 平成22年度

◎ 平成22年6月8日

上下水道局で水ビジネスの展開について調査及び研究を開始した。

◎ 同年11月15日

市長に新たな水道事業の展開として、上下水道局が100%出資する新会社の設立案を説明した。

◎ 同年12月8日 教育経済常任委員会

新たな水道事業の展開として、上下水道局が100%出資する新会社の設立案を説明し、出資等に対する質疑があった。

◎ 平成23年1月17日

上下水道局で先に開催された教育経済常任委員会の総括を行い、今後の方向性を協議した。

その結果、100%出資の新会社設立案を一度白紙に戻し、再度検討することとした。

(2) 平成23年度

◎ 平成23年6月

新会社の設立に向けた基本的な方向性は、漏水調査などの水まわりサービスの提供やメーター検針・料金徴収業務を中心とした業務展開とし、共同出資による民間活力を導入することとした。

◎ 同年7月 市議会会派勉強会

新会社の設立に向けた基本的な方向性を示し、漏水調査などの水まわりサービスの提供やメーター検針・料金徴収業務を中心とした業務展開とすることを説明した。

新会社は共同出資による民間活力を導入したいことを説明した。

◎ 同年9月5日 弁護士への相談

公民共同による株式会社設立の法的な妥当性及び随意契約に関して相談し、次のような見解が示された。

・新会社の業務は、公益性が強いものとは言えず、公民共同出資の意義が感じられない。

・上下水道局から新会社に対して、随意契約により包括的に業務を委託する理由が見当たらない。

◎ 同年9月7日 生活環境常任委員会

公民共同出資による新会社の設立と事業展開について説明した。

◎ 同年11月10日 弁護士への相談

随意契約、事業実施期間及び委託料の妥当性について相談し、次のような見解

が示された。

- ・新会社は実績がなく、また、実施する業務も特殊性がない。したがって、随意契約とする理由がないので、競争入札にすべきである。
- ・随意契約で10年間も仕事を得られる構造が理解できない。
- ・競争性が担保されず委託金額の妥当性も確保できず、年々上昇する可能性がある。
- ・新会社を通して業務を行う必要性が乏しく、新会社を設立する必要性はない。

- ◎ 同年12月5日 生活環境常任委員会
これまでの意見等を踏まえた新会社の概要と事業展開について説明した。
- ◎ 平成24年1月11日 弁護士への相談
市議会へ新会社設立について説明を行ったことを報告した。
新会社への随意契約は合理性がないとの見解が改めて示された。
- ◎ 同年1月18日
新会社設立のための出資金を計上した予算案を財政部へ提出した。
- ◎ 同年2月2日 生活環境常任委員会協議会
新会社の必要性と設立に伴う効果について改めて説明した。
- ◎ 同年3月12日・14日 生活環境常任委員会（生活環境分科会）
新会社への出資に関する予算案を説明した。
- ◎ 同年3月14日 総務常任委員会
財政部に対して、上下水道局と新会社との契約方法に関する質疑が行われ、見解の相違が指摘された。
- ◎ 同年3月23日 予算決算常任委員会
契約方法についての見解を整理し、陳謝、報告した。
水道事業会計及び下水道事業会計の予算案について、委員会で審議の上、採決された。
- ◎ 同年3月27日 市議会本会議
水道事業会計及び下水道事業会計の予算案について、本会議で採決された。

(3) 平成24年度

- ◎ 平成24年6月6日
共同事業体募集要項（案）を作成した。
- ◎ 同年6月8日
一般報告事項説明資料を市議会事務局へ提出した。
- ◎ 同年6月11日
上下水道局で、共同事業体募集要項（案）が、適切な選考基準となっているか等の懸念が生じたため、説明資料の取り下げを決定した。
- ◎ 同年6月12日
市長に上下水道局の検討結果を報告し、説明資料の取り下げの了承を得た。
また、市長から改めて弁護士に確認するよう指示された。

- ◎ 同年6月14日・15日 生活環境常任委員会
生活環境常任委員会説明資料の取り下げ理由を説明した。
- ◎ 同年6月20日 弁護士への相談
市長の指示に基づき改めて懸念事項を確認し、次のような見解が示された。
 - ・新会社への随意契約は、地方自治法施行令で規定する随意契約のいずれにも当たらない。
 - ・随意契約による住民監査請求等が行われるリスクが高い。
- ◎ 同年6月21日
市長へ弁護士の見解を報告し、市長が新会社設立の断念を決定した。

2 新会社設立を断念するに至った理由

上下水道局では、上下水道局と公募型プロポーザルにより選考された民間事業者が設立する新会社は、十分な資力・信用・技術・経験等を有するとともに、「お客さまサービスのさらなる向上」や「上下水道局の財政基盤の強化」といった目的を達成するための高い能力を有し、新会社に随意契約することが最も合理的であると考えていました。

また、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当し、随意契約による業務委託は地方自治法の趣旨に適合すると判断していました。

しかし、この考え方について、改めて弁護士に伺ったところ、次のような見解が示されました。

(1) 随意契約理由の合理性について

上下水道局が行う新会社への随意契約は理由に合理性がない。

ア 今回の公募型プロポーザルによる選考は共同事業体を選考するものであり、随意契約とは関係がない。

イ 新会社には、資力・信用・技術・経験等がなく、唯一の契約相手として認められない。

ウ 新会社の業務は、民間事業者が実施できるものであり、特殊性が認められない。

エ 地方自治法では、特殊な場合を除き、競争入札が基本である。

(2) 事業実施期間について

10年間の事業実施期間は長すぎる。これは他者を排除することにつながる。

このような見解を受けて、上下水道局が行う新会社への契約における課題を解消すべく、選考基準等の見直しを検討しましたが、見直しすると、当初予定した事業目的を達成することができないとの結論に至り、新会社の設立を断念しました。